

セブン銀行ATMからの口座開設に係る特約

1. (特約の適用範囲等)

- (1)この特約は、「セブン銀行ATM」から開設した総合口座(普通預金口座)に適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、ひろぎん総合口座取引規定、〈ひろぎん〉無通帳口座“スマートe”規定、印鑑レス口座取引規定等の各種預金規定(以下「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが優先的に適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (セブン銀行ATMにより開設された口座について)

セブン銀行ATMからのお申込みにより開設された口座(以下、「本口座」といいます。)は、当行が所定の開設手続を完了した時点で、当行とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。ただし、当行所定の方法にて送付したキャッシュカード等が当行に返送された場合には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3. (特約の変更)

- (1)この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上